平成２１年（フ）第６６０号
千葉市稲毛区山王町18番地41
債務者　中瀬　富夫
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７４号
千葉県船橋市田喜野井７丁目20番１号　グレース田喜野井Ｉ番館102号
債務者　和田　良子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９６号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区10棟404号
債務者　藤原　和司
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９７号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区10棟404号
債務者　藤原　真理
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７１３号
千葉県市川市曽谷８丁目13番18号
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７２３号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目６番１―207号
債務者　原　　文子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７２９号
千葉市稲毛区長沼原町537番地
債務者　小林　逸子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７６１号
千葉県船橋市北本町２丁目29番17号
債務者　田中　ちか（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４２２号
札幌市東区東苗穂14条２丁目12番24号、前住所神奈川県厚木市愛名1310番地
債務者　藤田　　諭
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４３９号
神奈川県厚木市栄町２丁目２番30―214号、前住所神奈川県相模原市相模大野６丁目23番17―301号
債務者　大野木俊一
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４８６号
神奈川県秦野市堀西840番地の２
債務者　坂井　広貴
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５０７号
神奈川県厚木市長谷1303番地12　グレープズヒルＦ―203
債務者　篠崎　　勝
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１４１８号
名古屋市天白区梅が丘５丁目201番地　天白植田住宅１棟205号
債務者　三森　真人
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６３２号
愛知県春日井市如意申町７丁目12番地11　シティハイツハピネス202号
債務者　尾方　友美（旧姓栢森）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１７号
名古屋市西区宝地町３番地　エトワール宝地301号
債務者　荻野　浩司
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８２号
名古屋市東区代官町11番13号　フォーブル代官201号
債務者　熊沢　**錞**司
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８８号
愛知県清須市西枇杷島町宮前２丁目110番地２
債務者　澤　美都枝
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４号
滋賀県長浜市公園町１番５―1001号　高橋美和子方、住民票上の住所滋賀県彦根市東沼波町1030番地５
債務者　前田　佳明
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係